

発議案第6号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年3月8日提出

提出者 北上市議会議員 藤 本 金 樹

賛成者 北上市議会議員 司 東 道 雄

同 三 宅 靖

同 阿 部 眞希男

同 安 徳 壽美子

同 高 橋 孝 二

提案理由

オンラインによる方法により委員会に出席している委員の措置等について定めるほか、所要の改正をしようとするものである。

北上市議会規則第1号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則

北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、会議の当日開議定刻前に議事堂に参集し、出席簿に押印しなければならない。</p> <p><u>(オンライン会議)</u></p> <p><u>第89条の2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延防止措置の観点等から、委員が委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが出来る方法を活用した委員会（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。</u></p> <p><u>2 オンライン会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>(定足数に関する措置)</p>	<p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、会議の当日開議定刻前に議事堂に参集し、出席簿に<u>署名又は</u>押印しなければならない。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>(定足数に関する措置)</p>

第93条 [略]

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第117条 [略]

第93条 [略]

(出席委員に関する措置)

第93条の2 この章における出席委員には、北上市議会委員会条例（平成3年北上市条例第175号）第13条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により委員会に出席している委員を含む。

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下「委員外議員」という。)に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、北上市議会委員会条例第13条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法により開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法により説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法により説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第117条 [略]

2 北上市議会委員会条例第13条の2の規定により、委員会が

(不在委員)

第127条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(紹介議員の委員会出席)

第140条 [略]

2 [略]

(携帯品)

第150条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。

オンラインによる方法により開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(不在委員)

第127条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、北上市議会委員会条例第13条の2の規定により、オンラインによる方法により出席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第140条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、北上市議会委員会条例第13条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法により開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法により説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法により説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(携帯品)

第150条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、

<p>2 [略] <u>(離席)</u> 第152条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。 <u>(禁煙)</u> 第153条 何人も、議場において喫煙してはならない。 (協議又は調整を行うための場) 第164条 [略] 2・3 [略] 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>この限りではない。 2 [略] 第152条及び第153条 削除 (協議又は調整を行うための場) 第164条 [略] 2・3 [略] 4 協議等の場の開催の方法、運営その他必要な事項は、<u>北上市議会委員会条例の規定に準じるほか</u>、議長が別に定める。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。